

第43回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年6月22日（月曜日） 午前11時
受付開始 午前10時

開催場所

神奈川県横浜市中区本町1丁目6番地
横浜市開港記念会館

会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようにご注意ください。

決議事項

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
4名選任の件



株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード 2705

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号

株式会社大戸屋ホールディングス

代表取締役社長 蔵 人 賢 樹

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ootoya.jp/shareholder/stockholders.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/2705/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも記載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大戸屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2705」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月22日(月曜日) 午前11時(受付開始 午前10時)

2. 場 所 神奈川県横浜市中区本町1丁目6番地
横浜市開港記念会館

会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第43期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項 議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「企業集団の現況」の一部(「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」)、「会社の現況」の一部(「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員 の状況」の一部(社外役員に関する事項)、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」)
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



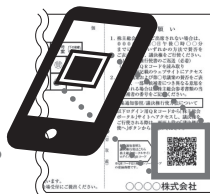
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

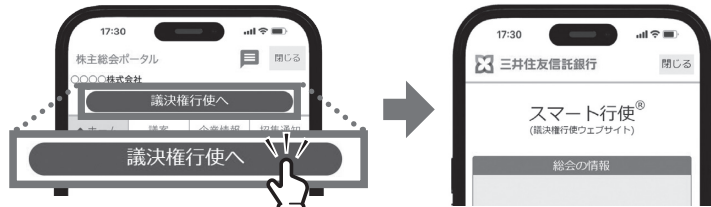
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2026年6月19日(金) 午後6時まで**

PC等からもアクセスいただけます。

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたしません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）6名は本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い、意思決定の迅速化及び経営監督機能の強化を図るため、取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会への出席状況
1	三森智仁	取締役（非業務執行）	再任	100% 12回／12回
2	新井健治	-	新任	-
3	小濱直人	取締役	再任 独立 社外	100% 12回／12回
4	山田奈央子	取締役	再任 独立 社外	100% 12回／12回

1 みつ もり とも ひと 三 森 智 仁 (1989年3月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社入社	2019年11月	合同会社H・M・T代表社員（現任）
2013年4月	株式会社大戸屋入社	2020年11月	当社非業務執行取締役（現任）
2014年8月	同社執行役員社長付	2023年7月	全日本相続技研株式会社 代表取締役（現任）
2015年6月	当社常務取締役海外事業本部長		
2016年2月	株式会社スリーフォレスト 代表取締役（現任）		

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 取締役候補者とした理由

過年度における当社経営陣としての知見に加え、フードビジネス全般において豊富な経験と知見を有しており、創業者精神の継承及び外食の新規領域にかかる事業経験から、今後も当社の経営の充実に資する人材と考え、取締役候補者としていたしました。

2 あら い けん じ 新 井 健 治 (1980年1月21日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1998年3月	がんこフードサービス株式会社 (現株式会社GANKO) 入社	2024年5月	当社執行役員経営企画部部長
2019年6月	同社営業部部長	2024年7月	当社執行役員経営企画部部長兼 管理部部長
2019年10月	株式会社コロワイド入社	2025年4月	当社執行役員経営管理本部副本部長兼 経営企画部部長兼管理部部長
2020年2月	同社経営管理本部担当部長	2026年4月	当社執行役員経営管理本部副本部長兼 経営企画部部長（現任）
2020年11月	当社経営企画部部長		

■ 所有する当社普通株式の数 1,000株

■ 取締役候補者とした理由

営業部門及び経営企画部門における豊富な経験と知見に加え、IR部門及び管理部門を管掌し、グループ全体の経営管理及びガバナンスの強化において重要な役割を担っております。これらの実績と見識を踏まえ、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

3 お ば ま な お と 小 濱 直 人 (1965年8月19日生)

再任 独立 社外

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	ソロモンブラザーズアジア証券株式会社入社	2010年 6 月	京都市の友禅株式会社代表取締役社長
		2011年 5 月	株式会社オフィス小浜代表取締役（現任）
1998年 8 月	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社 東京支店投資銀行本部ディレクター	2018年 3 月	日本和装ホールディングス取締役
		2020年 4 月	朝日放送グループホールディングス株式会社執行役員ビジネス開発・海外ビジネス担当
2002年11月	日本産業パートナーズ株式会社 マネージング・ディレクター	2020年11月	当社社外取締役（現任）
2005年 1 月	オリンパスキャピタルホールディングスアジアホンコンリミテッド東京支店日本統括執行役員	2021年 6 月	株式会社ディー・エル・イー代表取締役
		2026年 1 月	株式会社オーネット代表取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、取締役会において有益な提言・助言をいただけたと考え、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結のときをもって5年7カ月となります。

同氏には、金融に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年 4月	株式会社ワコール入社	2022年11月	ヤマトインターナショナル株式会社社外監査役（現任）
2006年 6月	株式会社シルキースタイル創業代表取締役（現任）	2024年 6月	株式会社シーボン社外取締役（現任）
2021年 7月	一般社団法人フェムテック協会設立代表理事（現任）	2024年 6月	当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

マーケティング・企画等における豊富な経験と幅広い知見を有しているのみならず、株式会社シルキースタイルを創業し、代表取締役社長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と知識を有していることから、取締役会において有益な提言・助言をいただけると考え、取締役候補者としたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結のときをもって2年となります。

同氏には、マーケティング及び企業経営等に関する幅広い知識と経験で、当社の中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から、当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は、雲林院奈央子であります。
3. 小瀨直人氏及び山田奈央子氏は社外取締役候補者です。
4. 当社は小瀨直人氏及び山田奈央子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社と三森智仁氏、小瀨直人氏、山田奈央子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する額を限度額としております。小瀨直人氏及び山田奈央子氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定です。

(ご参考) 取締役等のスキルマトリックス

氏名	役職	スキル・経験							
		企業経営・ 経営戦略	フード ビジネス	営業・マーケ ティング	法務・ ガバナンス	会計・ 財務	人材 育成	国際性	サステナ ビリティ
三森智仁	代表取締役	●	●	●			●	●	
新井健治 (新任)	取締役	●	●	●					●
小瀧直人	取締役 社外 独立	●		●		●		●	
山田奈央子	取締役 社外 独立	●		●			●		●
下村 治	取締役 (監査等委員)			●	●	●			
田村吉央	取締役 (監査等委員) 社外 独立				●			●	
大場睦子	取締役 (監査等委員) 社外 独立				●	●			

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直し及び雇用情勢の改善等により景気は緩やかに回復しているものの、金融資本市場の変動の影響や中東情勢の影響による燃料油・石油製品の供給不安等により、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、客単価の上昇等により需要は堅調を維持している一方で、食材価格や人件費の高騰によるコストの増加が継続しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社グループは持続的な成長を目的とした中期経営計画の達成に向け、「既存事業の改善と更なる発展」「出店地域・立地の明確化」「海外事業の改善と拡大」等への取組を行っております。

「既存事業の改善と更なる発展」におけるメニュー施策に関しましては、お客様により一層の“満足感”と“特別感”をお届けするため、全国の「大戸屋ごはん処」でグランドメニューをリニューアルしたほか、「世界のおかず」をテーマに季節の食材を使用した期間限定メニュー及び数量限定メニューの販売を行いました。集客施策に関しましては、有名声優を歌唱とナレーターに起用した新CMを全国の地上波TV放送及びトレインビジョンにて放映したほか、公式アプリにアプリランクプログラムである「大戸屋POINT+」を導入し、来店促進の強化を行いました。

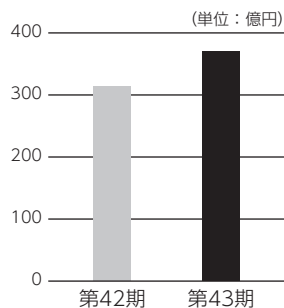
「出店地域・立地の明確化」に関しましては、「関東+関西」の駅前商業立地・ロードサイドを「大戸屋ごはん処」直営店舗の重点立地として出店しております。当連結会計年度末までに出店した直営13店舗のうち10店舗を重点立地に出店いたしました。

「海外事業の改善と拡大」に関しましては、未出店国であったカンボジア王国とフィリピン共和国にフランチャイズ店舗を出店いたしました。

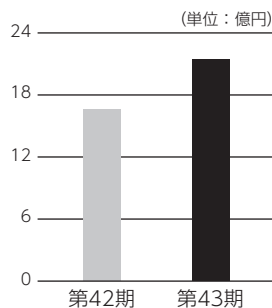
サステナビリティの重点課題の一つである「地球環境への貢献」に関する取組といたしまして、世界中で同じ日・同じ時刻に消灯することで、気候変動と生物多様性保全への意思を示す「EARTH HOUR2026」に参加したほか、廃棄野菜を使用してクレヨンを作成する「やさいクレヨンワークショップ」を産学連携で実施いたしました。また、「働く仲間の成長と多様性の尊重」に関する取組といたしまして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践する「健康経営」への取組が評価され、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」及び「横浜健康経営認証」の認定を取得いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高370億16百万円（前期比17.9%増）、営業利益21億40百万円（前期比28.8%増）、経常利益22億6百万円（前期比28.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は12億33百万円（前期比0.7%増）となりました。

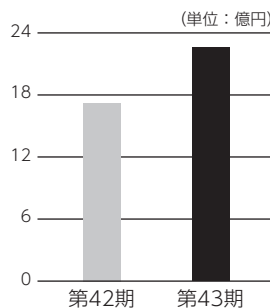
売上高



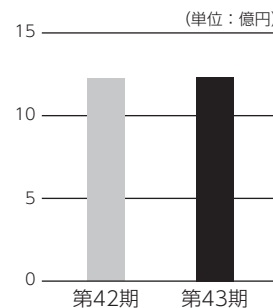
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業セグメント別の業績の概況

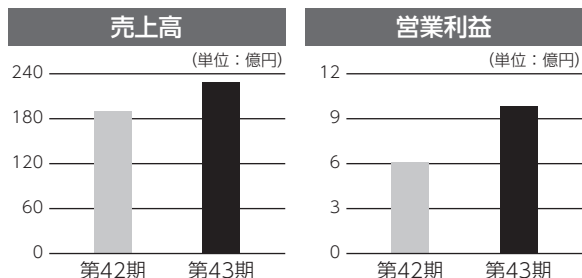
①国内直営事業

売上高 **229億16百万円**

(前期比 20.2%増)

営業利益 **9億87百万円**

(前期比 62.0%増)



国内直営事業においては、夏野菜を使用しつつ南国の雰囲気を感じられる「南国キッチン」フェアや、「大戸屋流の韓国ごはん」をテーマにした「韓国食堂」フェア、1月8日の「大戸屋・定食の日」を記念した「福アゲ三昧定食」を販売いたしました。また、プロフィジーカーや人気スポーツアニメとコラボレーションをした数量限定メニュー等の販売を行った結果、売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善いたしました。

店舗展開については、「大戸屋ごはん処」13店舗、その他「なぎさ橋珈琲」1店舗の計14店舗を新規出店し、「大戸屋ごはん処」4店舗を閉店いたしました。また、国内直営事業であった3店舗を国内フランチャイズ事業といたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」152店舗、その他4店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は229億16百万円（前期比20.2%増）、セグメント利益は9億87百万円（前期比62.0%増）となりました。

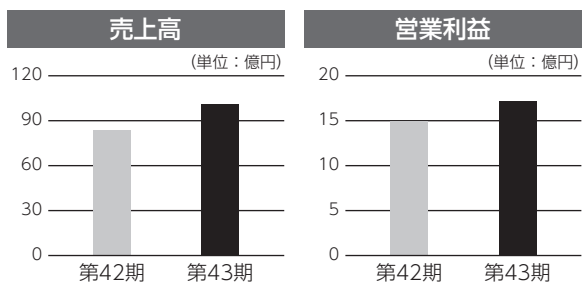
②国内フランチャイズ事業

売上高 **101億 28百万円**

(前期比 21.2%増)

営業利益 **17億 18百万円**

(前期比 14.6%増)



国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に期間限定メニュー及び数量限定メニューの販売を行った結果、売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善いたしました。

店舗展開については、「大戸屋ごはん処」3店舗を新規出店し、「大戸屋ごはん処」3店舗を閉店いたしました。また、国内直営事業であった3店舗を国内フランチャイズ事業といたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」164店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は101億28百万円（前期比21.2%増）、セグメント利益は17億18百万円（前期比14.6%増）となりました。

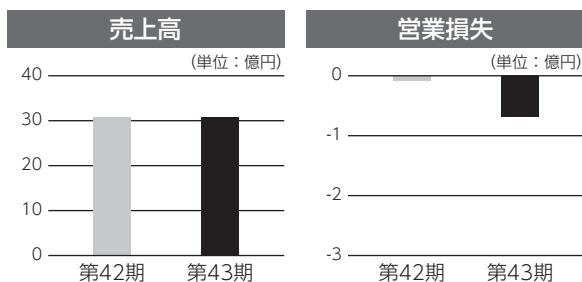
③海外直営事業

売上高 **30億 9百万円**

(前期比 2.6%減)

営業損失 **69百万円**

(前期 8百万円 営業損失)



海外直営事業においては、米国の「まつ井」にて10年連続でミシュランの星を獲得したほか、香港とタイ王国では季節限定メニューの販売等を行いました。

当連結会計年度末における海外直営事業に係る稼働店舗数として9店舗（香港大戸屋有限公司が香港において4店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当連結会計年度の売上高は30億9百万円（前期比2.6%減）、セグメント損失は69百万円（前連結会計年度は8百万円の損失）となりました。

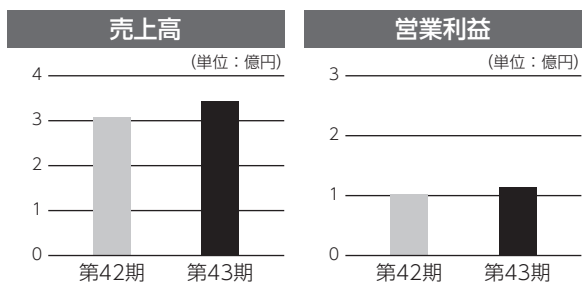
④海外フランチャイズ事業

売上高 **3億44百万円**

(前期比 11.7%増)

営業利益 **1億15百万円**

(前期比 13.1%増)



海外フランチャイズ事業においては、各国にて新商品や期間限定メニューの導入等を行った結果、売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善いたしました。

当連結会計年度末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数として132店舗（タイ王国において60店舗、台湾において53店舗、インドネシア共和国において16店舗、マレーシアにおいて1店舗、カンボジア王国において1店舗、フィリピン共和国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は3億44百万円（前期比11.7%増）、セグメント利益は1億15百万円（前期比13.1%増）となりました。

⑤その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

その他の当連結会計年度の売上高は6億17百万円（前期比11.6%増）、セグメント利益は1億19百万円（前期比8.0%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は17億56百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が11億4百万円、器具備品等に対する投資額が5億45百万円となっております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

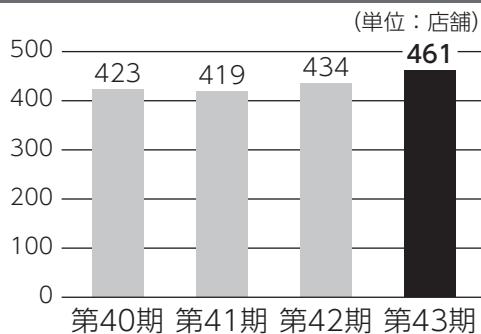
(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

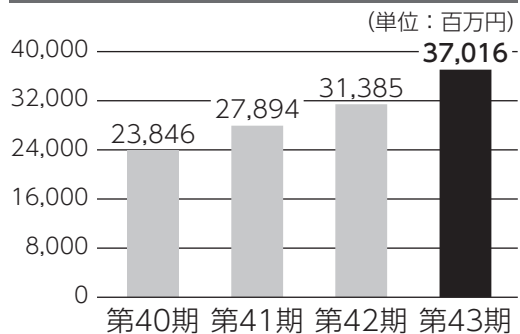
区 分 \ 期 別	第 40 期 2023年3月期	第 41 期 2024年3月期	第 42 期 2025年3月期	第 43 期 (当連結会計年度) 2026年3月期
期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数)	423店舗 (270店舗)	419店舗 (261店舗)	434店舗 (276店舗)	461店舗 (296店舗)
売 上 高	23,846	27,894	31,385	37,016
経 常 利 益	354	1,699	1,723	2,206
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	276	1,402	1,224	1,233
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	23.75	179.14	161.66	170.00
総 資 産	9,602	10,849	11,874	11,907
純 資 産	3,714	4,949	4,719	4,421
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	53.02	216.96	403.48	566.33

(注) 店舗数につきましては、3月末時点となります。

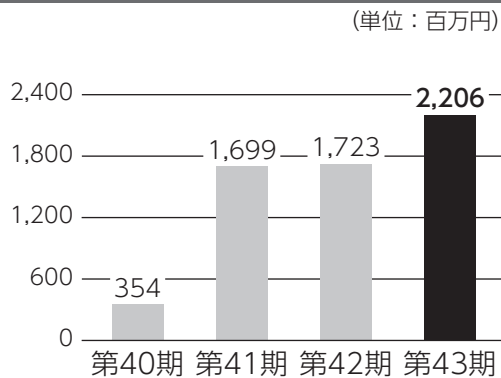
店舗数



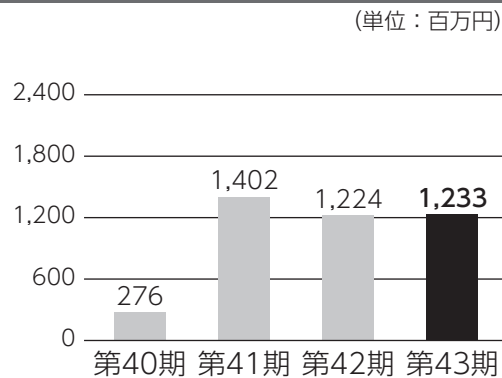
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(3) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
その他	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(4) 主要な営業所及び店舗

本 部 神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号

山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2

店 舗 461店舗（うちF C店 296店舗）

(単位：店舗)

地域名	直営店	F C店	合計
東京都	61	28	89
神奈川県	29	22	51
埼玉県	20	6	26
千葉県	13	5	18
その他関東	7	6	13
北海道	5	2	7
東北	2	12	14
甲信越	5	12	17
北陸	—	3	3
東海	1	23	24
近畿	13	10	23
中国・四国	—	12	12
九州・沖縄	—	23	23
国内計	156	164	320
海外	9	132	141
合計	165	296	461

(注) 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。

2. 店舗数につきましては、2026年3月末時点となります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社コロワイドで、同社は当社の株式を3,388千株（出資比率46.68%）保有いたしております。

2021年2月19日に、親会社である株式会社コロワイドを割当先として第1回優先株式を発行しております。なお、当該優先株式15株は、2025年6月27日付で取得請求権の行使により自己株式として取得し、同月30日付で消却しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び株式会社コロワイドから独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツに対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得しました。

また、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、株主の意思を確認することが適切であると考え、2021年2月18日に臨時株主総会を開催して会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を取得して発行しました。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

支配株主と利害関係のない当社の社外取締役である小濱直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏及び鈴木孝子氏の4名で構成する第三者委員会を設置し、①第三者割当により第1回優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）の必要性及び相当性、及び②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。その結果、第三者委員会から、2020年12月23日付で本第三者割当増資の必要性及び相当性は妥当であるとともに、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益ではないとの意見書を入手し、当社の利益を害しないと判断しました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

①第1回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下、「第1回優先株主」という。）又は第1回優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下、「第1回優先配当金」という。）を支払う。

第1回優先配当金 = 100,000,000円 × 3.5%

②累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。

③非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

④第1回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。

第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第1回経過優先配当金相当額

第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

第1回優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

(5) 議決権条項

第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10百万円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	27,829千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA NJ L.L.C.	1,500千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	49.0%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(注) 上記の7社が連結子会社であります。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

日本経済は個人消費の持ち直し及び雇用情勢の改善等を背景に、緩やかな回復基調が継続しています。一方で、金融資本市場の変動の影響や中東情勢の影響による燃料油・石油製品の供給不安等により、引き続き先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような経営を取り巻く環境が厳しい中、2027年3月期当社グループは「からだにうまい。」という「大戸屋ごはん処」の新ブランドメッセージのもと、“おいしさ”を起点にお客様の心と体の両方を満たせるよう取組んでまいります。SNSや動画、広告等により、お客様に継続的に認知・想起をいただくことで来店を促進するとともに、期間限定メニュー及び数量限定メニューの販売にて、来店頻度の向上を図ってまいります。また、従業員がより多様な働き方ができるよう、人事制度の見直しに取組んでまいります。加えて、出店拡大に継続して注力し、重点立地への出店を図るとともに、フランチャイズ店舗の出店を支援するための取組等を行ってまいります。

上記を踏まえ、次期の連結業績につきましては、売上高380億00百万円、営業利益22億45百万円、経常利益22億21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益13億99百万円を見込んでおります。

また、当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、サステナビリティへの取組に注力しております。「環境」への取組として、フードロス削減の推進等に取組むとともに「社会」への取組として、お子さまが楽しみながら「食」について学べる施策等で地域交流促進に努めてまいります。また、従業員とその家族の心と体の健康の保持・増進につながる施策を戦略的に実践する「健康経営」の推進等により、人材基盤の強化を図ってまいります。さらに、取締役会の機能強化を図るため、独立社外取締役を1／3以上維持するなど、業務執行の管理・監督が適切に行われる体制の維持・高度化に取組んでまいります。

以上のような取組により、持続的成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループの重要課題に位置付けております。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蔵 人 賢 樹		株式会社大戸屋 代表取締役社長
取 締 役	橋 澤 順		株式会社大戸屋 取締役
取 締 役	日 下 好 広		株式会社大戸屋 取締役
取 締 役	三 森 智 仁		株式会社スリーフォレスト 代表取締役 合同会社H・M・T 代表社員 全日本相続技研株式会社 代表取締役
取 締 役	小 瀨 直 人		株式会社オフィス小浜 代表取締役 株式会社オーネット 代表取締役
取 締 役	山 田 奈 央 子		株式会社シルキースタイル 代表取締役 一般社団法人フェムテック協会 代表理事 ヤマトインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社シーボン 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	下 村 治		—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 村 吉 央	指名委員 報酬委員	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表弁護士 大和自動車交通株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 場 睦 子	指名委員 報酬委員	スターチス税理士法人 代表 PicoCELA株式会社 社外取締役 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社タスキホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役小瀨直人氏、山田奈央子氏、田村吉央氏及び大場睦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集とその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために下村治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役小瀨直人氏、山田奈央子氏、田村吉央氏及び大場睦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役大場睦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役三森智仁氏及び社外取締役小濱直人氏、山田奈央子氏、田村吉央氏並びに大場睦子氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	141 (11)	95 (11)	15 (-)	30 (-)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (11)	19 (11)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 上表における業績連動報酬等は、前事業年度の業績連動報酬等に相当するものとして当事業年度に支給したものになります。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「(3)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。なお、「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた業績指標は営業利益等であり、その実績（第42期（2025年3月期））は、「1. 企業集団の現況(1)当事業年度の事業の状況、(2)財産及び損益の状況」のとおりです。
2. 非金銭報酬等は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより割り当てる譲渡制限付株式であります。当該株式報酬の交付状況は第43回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。非金銭報酬等の額もしくは数は、取締役会にて職位、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定しております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下(2)内において「取締役」という）の報酬等限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内と決議しております（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役2名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年12月23日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(イ)に記載のとおりです。

(イ) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下(3)内において「取締役」という）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

- (ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記 (v) のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

- (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡など及び当社の取締役会が正当と認める理由で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、これらの理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

- (iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

(v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

なお、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議及び「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長は、後記(4)のとおり、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを「指名・報酬諮問委員会」において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月25日開催の取締役会決議及び「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に取締役（監査等委員を除く。以下(4)内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。

なお、取締役会は当該権限が代表取締役社長蔵人賢樹によって適切に行使されるよう、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、代表取締役社長蔵人賢樹は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分を決定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以て安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様にも長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として1株当たり20円とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の拡充等に有効投資してまいりたいと考えております。

~~~~~  
(注) 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。ただし、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,827</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>5,483</b>  |
| 現金及び預金          | 3,525         | 買掛金                | 1,723         |
| 売掛金             | 1,550         | 1年内返済予定の長期借入金      | 400           |
| 原材料及び貯蔵品        | 118           | 未払金                | 1,680         |
| 前払費用            | 229           | 未払法人税等             | 350           |
| 未収入金            | 63            | 契約負債               | 372           |
| 預け金             | 331           | 賞与引当金              | 64            |
| その他             | 21            | 役員賞与引当金            | 15            |
| 貸倒引当金           | △11           | 販売促進引当金            | 75            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,079</b>  | 店舗閉鎖損失引当金          | 3             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,578</b>  | 資産除去債務             | 35            |
| 建物及び構築物         | 2,123         | その他                | 762           |
| 工具、器具及び備品       | 1,264         | <b>固定負債</b>        | <b>2,001</b>  |
| 土地              | 75            | 長期借入金              | 600           |
| 建設仮勘定           | 105           | 資産除去債務             | 897           |
| その他             | 9             | その他                | 503           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>63</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>7,485</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,437</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 投資有価証券          | 20            | <b>株主資本</b>        | <b>3,841</b>  |
| 長期貸付金           | 1             | 資本金                | 2,059         |
| 長期前払費用          | 19            | 資本剰余金              | 810           |
| 繰延税金資産          | 612           | 利益剰余金              | 971           |
| 敷金及び保証金         | 1,763         | 自己株式               | △0            |
| その他             | 25            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>268</b>    |
| 貸倒引当金           | △4            | 為替換算調整勘定           | 268           |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,907</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>311</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>4,421</b>  |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>11,907</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |    | 金 額    |
|-----|----|--------|
| 売上  | 高価 | 37,016 |
| 売上  | 価  | 16,410 |
| 売上  | 益  | 20,606 |
| 販売費 | 費  | 18,465 |
| 営業  | 益  | 2,140  |
| 営業  | 外  |        |
| 受取替 | 利息 | 5      |
| 為店  | 差  | 15     |
| 店舗  | 却  | 42     |
| 手数  | 収  | 17     |
| 雑   | 入  | 18     |
| 営業  | 用  | 99     |
| 支払  | 費  | 29     |
| 賃貸  | 費  | 4      |
| 雑   | 失  | 0      |
| 経常  | 益  | 33     |
| 特   | 益  | 2,206  |
| 受取  | 退  | 78     |
| 固定  | 却  | 0      |
| 特   | 失  | 78     |
| 固定  | 却  | 4      |
| 減損  | 損  | 128    |
| 店舗  | 損  | 1      |
| 店舗  | 引  | 3      |
| 子会  | 当  | 1      |
| そ   | 理  | 0      |
| 税金  | の  | 138    |
| 等調整 | 前  | 2,146  |
| 当期  | 純  | 2,146  |
| 法人  | 業  | 518    |
| 税   | 税  | 343    |
| 等調整 | 額  | 861    |
| 当期  | 益  | 1,284  |
| 非支配 | 主  | 51     |
| 株主に | 属  | 1,233  |
| 親会社 | 株  | 1,233  |
| 社株  | 主  | 1,233  |
| 主に  | 属  | 1,233  |
| 当期  | 純  | 1,233  |
| 純利益 |    | 1,233  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額          | 科 目                      | 金 額          |
|----------------------|--------------|--------------------------|--------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>     |              | <b>(負 債 の 部)</b>         |              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,293</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>831</b>   |
| 現金 及 び 預 金           | 404          | 1年内返済予定の長期借入金            | 400          |
| 売 掛 金                | 247          | 未 払 金                    | 95           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品      | 0            | 未 払 費 用                  | 7            |
| 前 払 費 用              | 30           | 未 払 法 人 税 等              | 152          |
| 未 収 入 金              | 5            | 未 払 消 費 税 等              | 27           |
| 短 期 貸 付 金            | 600          | 契 約 負 債                  | 69           |
| そ の 他                | 5            | 預 り 金                    | 5            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>3,785</b> | 賞 与 引 当 金                | 4            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>148</b>   | 役 員 賞 与 引 当 金            | 15           |
| 建 物                  | 46           | 販 売 促 進 引 当 金            | 53           |
| 構 築 物                | 10           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>631</b>   |
| 車 両 運 搬 具            | 8            | 長 期 借 入 金                | 600          |
| 工 具 器 具 備 品          | 8            | 資 産 除 去 債 務              | 12           |
| 土 地                  | 75           | そ の 他                    | 19           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>13</b>    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>1,463</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 13           | <b>(純 資 産 の 部)</b>       |              |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>3,623</b> | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,616</b> |
| 関 係 会 社 株 式          | 560          | 資 本 金                    | 2,059        |
| 出 資 金                | 0            | 資 本 剰 余 金                | 810          |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金    | 3,080        | 資 本 準 備 金                | 584          |
| 繰 延 税 金 資 産          | 98           | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 226          |
| そ の 他                | 34           | 利 益 剰 余 金                | 745          |
| 貸 倒 引 当 金            | △151         | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 745          |
|                      |              | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 745          |
|                      |              | 自 己 株 式                  | △0           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>5,079</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,616</b> |
|                      |              | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>5,079</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                       |  | 金 額 |       |
|---------------------------|--|-----|-------|
| 営 業 収 益                   |  |     | 1,882 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |  |     | 1,379 |
| 営 業 外 収 益                 |  |     | 502   |
| 受 取 利 息                   |  | 41  |       |
| 為 替 差 収                   |  | 12  |       |
| 雑 収                       |  | 22  |       |
|                           |  | 0   | 76    |
| 営 業 外 費 用                 |  |     |       |
| 支 払 利 息                   |  | 29  |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入             |  | 8   |       |
| 賃 貸 費                     |  | 21  | 59    |
| 経 常 利 損                   |  |     | 520   |
| 特 別 利 損                   |  |     |       |
| 子 会 社 整 理 損               |  | 1   | 1     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |  |     | 519   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 |  | 210 |       |
| 法 人 税 等 調 整 額             |  | 34  | 245   |
| 当 期 純 利 益                 |  |     | 273   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出 正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤 陽介 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集積すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出 正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤 陽介 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を經由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 下村 治 ㊞

監査等委員 田村 吉央 ㊞

監査等委員 大場 睦子 ㊞

(注) 監査等委員田村吉央及び大場睦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場

神奈川県横浜市中区本町1丁目6番地

横浜市開港記念会館

電 話 045-201-0708



## <最寄駅>

みなとみらい線日本大通り駅1番出口 徒歩1分

J R 関内駅南口 徒歩10分

市営地下鉄関内駅1番出口 徒歩10分

(お 願 い) 駐車場は用意しておりません。

(お 知 ら せ) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。